

議案第 85 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成22年 2 月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置を行おうとするもので
ある。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

- 4 平成21年11月1日に市長であった者の任期に係る在職期間における市長等の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその $\frac{10}{100}$ （副市長にあっては、 $\frac{7}{100}$ ）に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。